

# 太陽光発電設備を設置された方へ

## ～固定資産税(償却資産)申告のお知らせ～

### 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものなどをいいます。

償却資産の所有者（個人又は法人）は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、資産所在地の市町村長に申告する必要がある（地方税法第383条）、固定資産税（償却資産）の課税の対象となります。

固定資産税における太陽光発電設備の取扱いについては、次のとおりです。

課税の対象となる場合は、毎年1月末までに固定資産税（償却資産）の申告をしてください。

### 申告（課税）対象について

設置者	10kw以上の太陽光発電設備	10kw未満の太陽光発電設備
個人	家屋の屋根、空き地などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電量の全量又は余剰を売電する場合は、発電するための事業用資産となり、発電に係る設備は <b>申告の対象</b> となります。	発電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては <b>申告の対象外</b> となります。
個人 (事業用)	個人の方であっても、事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かに関わらず償却資産として <b>申告の対象</b> となります。 (例) アパートの屋根に設置した太陽光発電設備（発電した電力をすべて入居者が利用していても、課税の対象となります。）	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や全量売電か余剰売電かに関わらず償却資産として <b>申告の対象</b> となります。	



### 【申告先及び問い合わせ先】

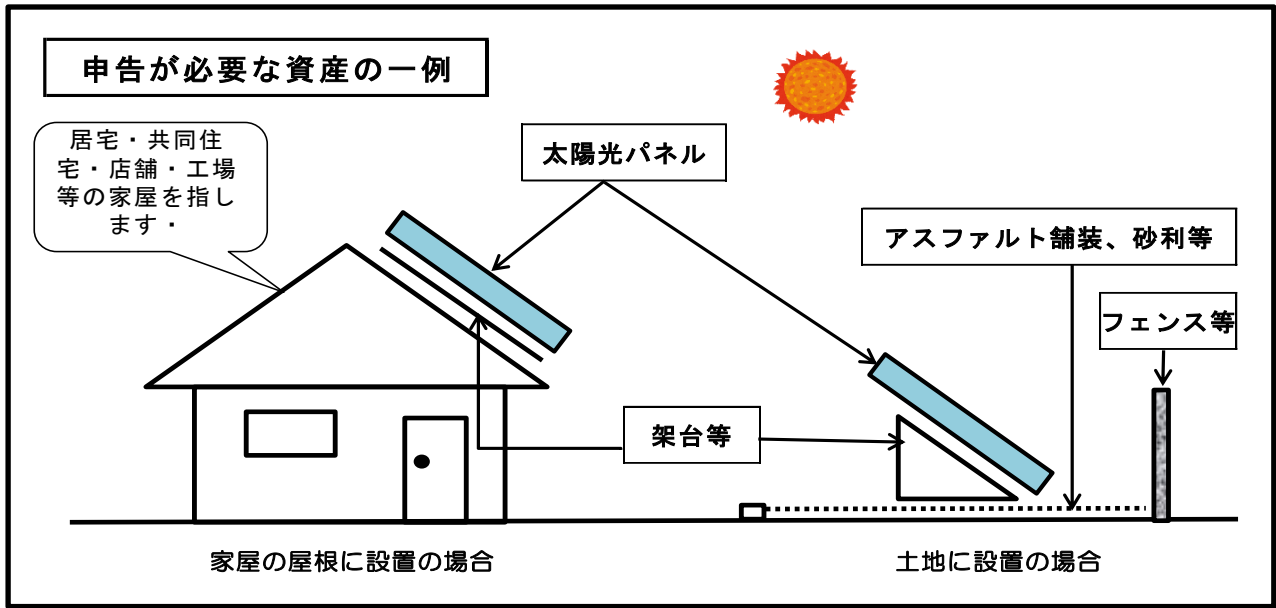
〒355-0192

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地

吉見町役場 税務会計課 課税係（1階1番窓口）

TEL 0493-54-5028（直通）

## 申告が必要な資産（太陽光発電設備、周辺施設及び土地造成費用等）の一例



<b>太陽光発電設備一式</b> ⇒申告書の記入欄は、 資産の種類『2：機械及び装置』	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等、その設置工事費用等。
<b>周辺施設及び土地造成費用等</b> ⇒申告書の記入欄は、 資産の種類『1：構築物』	砂利、砕石、アスファルト・コンクリート舗装等や土留、切土、盛土等、税務会計上土地の取得価額に含まれない土木工事費用等。排水溝等の土木施設、フェンスやその設置工事費用等。

※ 売電目的の「太陽光発電設備」を減価償却する際に用いる耐用年数は、17年になります。

（耐用年数省令別表第2「31.電気業用設備」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」）

※ 「アスファルト舗装」及び「金属製のフェンス」の耐用年数は、10年になります。

## 太陽光発電設備の部分別評価区分（家屋と償却資産の区分表）

太陽光パネル設置方法		家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	架台に載せて屋根に設置	家屋以外の場所（地上や屋根の要件を満たしていない構築物など）に設置
太陽光発電設備	太陽光パネル	家屋	償却	償却
	架台	家屋	償却	償却
	接続ユニット	償却	償却	償却
	パワーコンディショナー	償却	償却	償却
	表示ユニット	償却	償却	償却
	電力量計等	償却	償却	償却

家屋：建物と一体で評価され、家屋として固定資産税の対象になります。（償却資産申告は不要です。）

償却：償却資産に該当します。償却資産として申告が必要になります。

※太陽光発電設備を土地に設置された場合、土地の課税地目も変更となり、雑種地課税となります。

※売電による所得がある場合、所得税の確定申告又は町県民税の申告が必要になる場合があります。